

○財務省告示第四十二号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、平成二十八年一月二十五日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

平成二十八年二月九日

財務大臣 麻生 太郎

一 名称及び記号 利付国庫債券（二十年）（第一百五

二 発行の根拠 財政法（昭和二十二年法律第三

の法律及びその 十四号）第四条第一項及び財政

運営に必要な財源の確保を図る

ための公債の発行の特例に関する

法律（平成二十四年法律第百

一号）第二條第一項並びに特別

会計に関する法律（平成十九年

法律第二十三号）第四十六条第

一項及び第四十七条第一項

社債、株式等の振替に関する法

律（平成十三年法律第七十五号）

以下「振替法」という。）の規定

の適用を受けるものとし、その

振替機関は日本銀行とする。

価格を競争に付して行われる入

札（以下「価格競争入札」とい

う。）による発行（以下「価格競

争入札発行」という。）、価格競

争入札と同時に行われる入札で

あって、財務大臣が各国債市場

特別参加者ごとに応募限度額を

定めるものによる発行（以下「国

債市場特別参加者・第I非価格

四 発行方法

三 振替法の適

用等

五

募方

イ

ロ

六

イ

発

入札発競争行	価格競額	入札発競争行	・格競額	別第II非者	債参加者	行市場特	争及び国	非入札発	者価格競	特・第I加	国債参場	入札発競争行	価格競額	法入決定の
--------	------	--------	------	--------	------	------	------	------	------	-------	------	--------	------	-------

競争入札発行」という。及び
 格競争入札発行」という。及
 後に行われる入札であつた
 務大臣が各限額市場特別
 にごとに発行（以下、国債市
 による発行）以下、国債市場
 別参加者・第II非価格競争
 発競争行と。

各申込みの応募額を割り当てる。各
 当てる。各
 各国債市場特別参加者との
 各申込みの応募額を割り当てる。各
 申込みの応募額を割り当てる。各

額、金額、財政支出、第九百
 うに基づき、第九百九十九
 定に基づき、第九百九十九
 ついには、第九百九十九
 十億千九百九十九
 営に必要なる財源の確保に
 めの公債の発行の特例に
 法律第二十条第一項の規定に
 法第二十条第一項の規定に

七 イ 払込金額							七 ロ									
ハ			ロ				ハ			ロ						
国債市場	行争入札発	争非格競	者・第I	特参加	国債市場	入札発	争非格競	者・第II	特参加	国債市場	行争入札発	争非格競	者・第I	特参加	国債市場	
千六					千五	万兆	一兆			千五	万兆	一兆			千五	万兆
百六					十千	八千	八千			十千	八千	八千			十千	八千
十七					億二	億二	億二			億二	億二	億二			億二	億二
億九					千七	千四	千七			千七	千四	千七			千七	千四
千百					百十五	百七	百三			百十五	百七	百三			百十五	百七
六十九					万	万	万			万	万	万			万	万
万																

き発行した利付国債について
 は、額面金額で五百十八億四
 千三百八十九万四千六百九十
 万九千七百七十五円、特別会
 計に關する法律第四十七
 条第一項の規定に基づき發行し
 た利付国債の額面金額は、五百
 十五万九千五百九十九万九千
 七百七十五円、特別会計に關す
 る法律第四十七條第一項の規定
 に基づき發行した利付国債の額
 面金額は、五百十五万九千五百
 九十九万九千七百七十五円、特
 別会計に關する法律第四十七條
 第一項の規定に基づき發行した
 利付国債の額面金額は、五百十
 五万九千五百九十九万九千七百
 七十五円、特別会計に關する法
 律第四十七條第一項の規定に基
 づき發行した利付国債の額面金
 額は、五百十五万九千五百九十
 九万九千七百七十五円、特別會
 計に關する法律第四十七條第一
 項の規定に基づき發行した利付
 国債の額面金額は、五百十五万
 九千五百九十九万九千七百七十
 五円、特別會計に關する法律第
 四十七條第一項の規定に基づき

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times 1.0}{100} \times \frac{36}{365}$$

十四 初期利子

平成二十八年六月二十日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次号及び第十六号において規定する期日について同じ。）。

$$\frac{\text{額面金額} \times 1.0}{100} \times \frac{1}{2}$$

十五 第二期以後の利子

毎年六月二十日及び十二月二十日を支払期とし、各支払期において、その日以前六月間に属する利子を支払う。

十六 償還期限 平成四十七年十二月二十日

十七 償還金額 額面金額百円につき百円

十八 元利金支 日本銀行

十九 払入札参加 財務大臣から通知を受けた者

二十 払込期日 平成二十八年一月二十五日